



事業主
事務担当者様



4月の「もっけん」たより

お知らせ

◎ 令和2年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

任意継続被保険者の保険料算定に係る標準報酬月額を下記の通り公示いたします。

公 示	
任意継続被保険者に係る標準報酬月額について	
健康保険法第47条第2項の規定による任意継続被保険者の標準報酬月額を 下記の通り定め、令和2年4月1日から適用する。	
記	
標準報酬月額	360,000円
(平均報酬月額 361,258円)	
<p>1. 任意継続被保険者保険料の算定基礎である標準報酬月額は、毎年9月末における全被保険者の報酬月額を平均した額とする。</p> <p>2. 令和2年度における任意継続被保険者の標準報酬月額は、資格喪失時の被保険者標準報酬月額と、上記の標準報酬月額360,000円を比較して、いずれか低い額とする。</p> <p>3. 当該公示した任意継続被保険者の標準報酬月額は、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する。</p>	
以上	

なお、令和2年度における保険料率につきましては、下記のとおり令和元年度と変更はございません。同封の「健康保険標準報酬月額・保険料額表」をご参照下さい。

健康保険料率・介護保険料率の負担割合

	健康保険料率	介護保険料率
事業主負担	50.60/1000	9.00/1000
被保険者負担	47.40/1000	9.00/1000
合計	98.00/1000	18.00/1000

※ 健康保険料率、介護保険料率とも令和2年3月分（4月納入告知分）から適用

◎ 就職などに伴う「被扶養者異動届」のご提出をお忘れなく！

ご家族の中で、この春から新社会人になられる方はいらっしゃいますか。被扶養者の方がご自身で健康保険に加入するようになった場合は、被扶養者から外す手続きが必要になります。当健康保険組合まで「健康保険 被扶養者（異動）届」のご提出をお願いいたします。

また、被扶養者として認定されている配偶者の方が就職したとき、又は勤め先のパート収入が増額して扶養認定の収入基準を超えたときの被扶養者から外す手続きにつきましては、国民年金の種別変更の届出漏れを防ぐため、必ず「国民年金第3号被保険者届」（「健康保険 被扶養者（異動）届」の3枚目）も添付のうえご提出いただきますよう重ねてお願いいたします。

◎ 接骨院・整骨院、鍼灸・あん摩マッサージの施術照会にご協力ください

当健康保険組合では、医療費の適正化の一環として、接骨院・整骨院等から請求される「療養費支給申請書」の施術内容について、点検機関「ガリバー・インターナショナル(株)保険管理センター」に業務委託し、施術を受けられた方へ施術経過等の照会を実施しております。

施術に係る療養費の請求について、「一部の柔道整復師等による不適切な請求」が増えており、施術内容と申請内容が適正であるかを確認するため、点検機関から照会があった際にはご回答いただきますようご協力をお願い申し上げます。

保健事業

◎ 「長島リゾート」の利用補助券についてのご案内



利用補助券についてのご案内および申込書につきましては、2月20日に事業所様宛へ発送しておりますが、当健保組合ホームページ (<http://www.mokuzai-kenpo.or.jp>) のトップページ「Topics」欄にも改めて掲載しておりますので、ご覧ください。

◎ 「潮干狩り」の利用補助券についてのご案内



矢梨潮干狩場（美浜町）で行われる潮干狩りの利用補助を実施いたします。利用期間につきましては、令和2年4月6日（月）～6月25日（木）となっております。

（利用補助は一人につき1回限り・利用補助券がなくなりしだい終了となります）

健保組合からのお願い

ご協力ください！



■ ジェネリック医薬品は、家計にやさしく医療費削減にもなります！

病院で処方される医療用医薬品（くすり）には、「新薬」と「ジェネリック医薬品」の2種類があるのをご存知でしょうか。

新薬とは、医薬品メーカーが初めて作る薬のことで、「先発医薬品」ともいいます。一方、ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間終了後、新薬とほぼ同じ成分で製造される薬のことで「後発医薬品」ともいいます。

ジェネリック医薬品の薬価は、開発費がかかっていないため、平均すると新薬の半分程度に抑えられており、負担も少なくてすみます。

まずはお医者さんや薬剤師さんにジェネリック医薬品の使用について相談してみましょう。